

なと市議会だより

第137号
2012.2.1



本会議場の復旧工事が完了

3・11の東日本大震災で天井が一部破損し、使用不能となっていた議場の修理が完了し、12月定例会より使用できるようになりました。一部照明器具も新しくなり、以前より明るい議場になりました。

12月議会の日程

12月 7日 開会、人事案審議等

9日 各常任委員会

13～15日 一般質問

16日 条例・補正予算審議等、閉会

目次

- 2～7 …… 一般質問
- 7～8 …… 補正予算審議等・臨時会
- 9 …… 議案審議結果
- 10～12 …… 議会基本条例等
- 13 …… 特別委員会調査報告
- 14 …… 議会諸報告・編集後記



丹野政喜 議員

なとりん号の 障がい者運賃を無料に

議員 なとりん号の障がい者運賃を無料にすべき。
市長 現在、障害者手帳を提示すると幹線路線では通常運賃の半額、生活路線では一律百円としている。無料にすると、他の公共交通機関との兼ね合いや、市外の障がい者の取り扱いなどの研究が必要になる。

議員 県内の公営バスにおける障がい者運賃の現状は、仙台市では申請すると無料の「ふれあい乗車証」を発行。岩沼市、白石市、登米市の三市と松島町など六町一村では無料。このうち、利府町、富谷町、大衡村では、障がい者だけでなく介護者一人まで無料である。
市長 は、公共交通計画について市民のニーズと市の財政負担等を総合的に検討し、運行方針を定めるとしているが、仮に手帳所持者を無料にすると財政負担はどれくらいになるのか。

課長 全路線の障がい者の利用状況を把握しておらず、試算はしていない。
議員 運賃の無料化は、障がい者の社会参加の機会を広げ、就労支援につながる。仙台市が無料、岩沼市も無料。しかし、名取市は有料。この格差は大きい。ともに生きる社会の実現のため、新しい公共交通計画において、障がい者運賃の無料化を財政面も含めた検討課題とすべきではないのか。
市長 議員からのさまざまな提案を含めて、今後の検討課題としたい。



公共交通計画に基づき運行しているなとりん号

〈その他の一般質問〉
▽高齢者ふれあいサロン

一般質問

市政のことが聞きたい

「一般質問」は市の執行部に対し、政策提言や事務の執行状況についてたずねるものです。

本定例会における、一般質問は、10人の議員から31事項、63項目の質問があり、12月13日から15日までの3日間、行われました。

各議員の一般質問の内、1項目を掲載いたしました。なお、掲載項目以外につきましては、その他の一般質問として、項目のみ掲載しております。

丹野政喜 議員 P 2

・ なとりん号の障がい者運賃を無料に

森 良二 議員 P 3

・ 浸水農地の復旧について

山田司郎 議員 P 3

・ なとりん号の運行ルート等を見直すべき

星居敬子 議員 P 4

・ エリア外に一日も早い災害公営住宅を

菊地 忍 議員 P 4

・ 第5期介護保険事業計画について

板橋美保 議員 P 5

・ ごみ最終処分場問題について

長南良彦 議員 P 5

・ 震災復興への取り組みについて

大沼宗彦 議員 P 6

・ 放射能汚染対策について

小野寺美穂 議員 P 6

・ 人間の復興を目指して

郷内良治 議員 P 7

・ 震災復興計画について



山田司郎 議員

なとりん号の 運行ルート等を見直すべき

議員 仮設住宅への入居等により、震災後は移動手段の需要が変化している。なとりん号の運行ルートやダイヤを見直すべきと考えるがどうか。特に名取が丘愛鳥線は増便をすべき。
市長 利用者等から意見・要望を伺い、バス事業者等と協議し運行ルートの見直

しやダイヤ改正を行い、利便性の向上に努めている。名取が丘愛鳥線は利用者が最も多い路線である。契約している機材や運行体制等、限られた条件の中で、すべての利用者等の要望をかなえることは難しい状況だが、バス事業者と協議しながら可能なものについて対応できるように検討したい。
議員 名取が丘では生協バスがなくなり、高齢者の移動の足の確保がますます大きな課題になっている。利用者の話では、上りでは午前九時台後半から十時

速かつ円滑な事業推進を図っていきたくと考えている。
議員 現段階で想定している事業規模や、推進スケジュールを伺う。
課長 現在、区画図の素案作成を県に依頼しており、年明け早々に地域に入り説明会を開催する。受益面積は七百六十四^{ha}で、工期は平成二十四年から二十七年を予定している。
議員 農家の同意が基本だが、市の方針として強力に指導を推進すべき。
課長 九十八^{ha}以上の同意を目指し、推進する。



森 良二 議員

浸水農地の復旧について

議員 現状十^{ha}の区画割りや用排水兼用水路での復旧では将来の展望は描けない。浸水農地の復旧は区画変更を同時に行える農用地災害復旧関連区画整理事業を行い、復興を目指すべき。
市長 東部地域の農地の復旧は、農業者が将来に夢を持ち、多様な担い手が参加

できる農業を実現するため、震災前の状況への復旧ではなく大区画化が不可欠である。推進体制や整備手法について、県・土地改良区・JA等の関係機関と協議に入っている。
農用地災害復旧関連区画整理事業や、第三次補正予算で予算化された東日本大震災復興交付金を活用した事業でも圃場整備が可能である。どちらの方法で事業を実施するか、現在、比較検討を進めている。
今回に限り農家負担分を全額市が負担することで迅

利用が大きくふえている路線であり、冬の間は待ち時間が長いと大変な苦痛にもなる。
増便も含めて可能な限り早く対応すべきと考えるが、今年度中に対応する考えはあるのか。
課長 社会状況の変化等も踏まえた中で、できるだけ早い時期に見直しできるように考えていきたい。



▶見直し、改善をしながら運行しているなとりん号

〈その他の一般質問〉
▽閉上復興のまちづくりと閉上小中学校の今後



▶災害復旧関連区画整理事業が検討されている被災圃場

〈その他の一般質問〉
▽特別職員等の災害補償
▽農村地域の環境整備事業



菊地 忍 議員

第五期介護保険 事業計画について

議員 第四期介護保険事業計画が本年度で終了し四月より第五期へと移行する。第四期介護保険事業計画の策定においては、公募により選任された被保険者の代表を加えた計画策定委員会を設置し、高齢者福祉や介護保険制度についての専門家・市民の意見を聞く

とともに、アンケート調査を実施した。第五期の策定においては、広く市民の声を反映するためにも策定前に地域懇談会を開催し、理解を得られる取り組みを行うべきと考えるがどうか。
市長 地域懇談会の開催は考えていない。
議員 法改正により、介護保険料の軽減のために、県の財政安定化基金を取り崩すことが可能となった。市の準備基金の取り崩しなど保険料の軽減策を実施すべきと考えるがどうか。

市長 県の基金の取り崩しは未定である。市の準備基金はできるだけ残しておきたい。
議員 県に対し基金の取り崩しを要望すべき。
課長 県に要望している。
議員 待機者がふえている特別養護老人ホームを整備すべきと考えるがどうか。
市長 施設の建設は被保険者の介護保険料に影響するため、慎重に考えている。
議員 保険料を納めているのに施設に入所できない。施設の設置は検討中か。
市長 そのとおりである。



星居敬子 議員

エリア外に一日も早い 災害公営住宅を

議員 閉上のまちづくりは現地復興だが、このままでは戻れず公営住宅を必要とする方々のため、一日も早く災害公営住宅を建設すべきではないか。
市長 まち再生は大変重要な施策である。災害公営住宅は集合住宅と一戸建てを計画しており、家賃をでき

るだけ低減するよう取り組みたい。戸建ては一定期間後払い下げが可能である。戸数は減失した住宅の五割までとの制限があり、その査定を受けている。今後住宅再建に向けた意向調査をして、まちづくりの進捗に合わせ建設計画を進める。先にエリア外に住宅を建てるとまちづくり再生事業に支障を来すと考えている。計画を進める上で必要であればエリア外にも建てる。
議員 一日も早い建設のため、詳細な意向調査はしたのか。

市長 既に家を買った人等個々のケースはあるが、復興計画を立てる限り皆さんの協力をいただきながら大どころでまとめていきたい。
課長 九月に調査した。今後も実施に向け調査する。
議員 調査結果での入居希望の戸数と、今後の対応は。また、エリア外への建設は可能か。
部長 公営住宅の希望が四百四十六戸。再調査の中で場所や戸数も整理される。三年以内の建設に向け努力をする。エリア外にも建設は可能である。



▶名取市第4期介護保険事業計画

▽その他の一般質問
▽放射能測定
▽投票率の向上



▲災害公営住宅(イメージ)

▽その他の一般質問
▽命を守る対策
▽災害対策
▽市民墓地



長南良彦 議員

震災復興への 取り組みについて

議員 大震災の早期復興は市民の最大の願いであり、被災者の意向が復興計画にどれだけ盛り込まれているか関心が高い。計画策定には市民の理解と協力を得ることが重要である。地域懇談会やパブリックコメント、市民百人会議等を踏まえ実施した復興に向けた被

災者の意向調査結果をホームページだけでなく、広報等の紙面でも公表すべき。
市長 早期復興のため、地元説明会や個別意向調査を行い、住民と合意形成を図っていく上で、市民への情報提供は重要と考えている。今後、広報などの発行に合わせ「復興だより」を発行し、復興の進捗等についてお知らせしていきたい。
議員 下増田地区の集団移転は被災者の意向を十分に受け入れた上で候補地を決定し、希望を持った生活が一日も早く実現するよう努

めるべきである。
市長 市として防災集団移転促進事業による移転を考え、国に対し補助率のかさ上げなど制度改正を要望してきたが、この度、支援制度の拡充が検討されてきたことから説明会を行ってきた。
議員 下増田地区の意向調査結果では四十八軒の方が杉ヶ袋地区を望んでいることに対し、土地確保の見通しはどうか。
課長 十二月末から集団移転希望四地区の方々の個人ごとの意向を聞いた上で、場所の選定をしていきたい。



板橋美保 議員

ごみ最終処分場問題 について

議員 名取クリーンセンターの現状についてどう考えているのか。
市長 この施設は運用開始から二十八年を経過し、老朽化が進んでいる。できる限り早い時期に、新しいごみ焼却施設に移行すべきと考えている。
議員 ごみ最終処分場の建

設について、進捗状況はどうなっているのか。
市長 建設候補地の選定依頼を受け、高館熊野堂字棟沢地内を候補地として、周辺住民への説明を行っている。ごみの処理方式が未定である中で、最終処分される埋立対象物などについて明確に示すことができず、理解を得られるまでには至らない状況である。
機種等選定委員会報告では、ストーカー炉単体方式とすることが望ましいとの結果が報告されていることから、最終処分場について

は、用地選定の見直しを含めて、新たな取り組みが必要になるものと考えている。
議員 ごみ最終処分場を早い時期に建設すべき。
市長 ごみ最終処分場については、私も同様の考えである。
ごみ処理については、平成十四年から一部事務組合での広域処理に移行している。

▶ 名取クリーンセンター
〈その他の一般質問〉
▽復興まちづくり
▽図書館の整備



▶ 発行された名取市復興だより

〈その他の一般質問〉
▽宮城県農業高等学校生徒の通学路の安全確保
▽増田川上流の土石撤去
▽選挙ポスター掲示箇所の削減
▽選挙投票率の向上



小野寺美穂 議員

人間の復興を目指して

議員 阪神・淡路大震災で登場した「創造的復興」が被災地に何をもたらしたのかをどう検証し、市の復興を進めていくのか。
市長 「創造的復興」は、一つの方向性としてのことであり、被災者支援、生活再建等の取り組みも多くなされたものにとらえている。

議員 関西空港二期工事や大阪湾横断鉄道構想の推進など、被災者・被災地の復興とは無縁の事業もあり、今回の復旧・復興に対して経験者からの警鐘が鳴らされている。宮城県の復興計画にも、メデイカルメガバンク構想など被災者を研究材料にするような計画が盛り込まれている。「人間の復興」こそを基本にとらえた復興を進めるべき。
市長 今回の震災で被災し、親族や私財をなくされた皆様の心身の負担は、察して余りあるものがあり、

そのような状況から立ち直るには、かなりの時間がかかると思っている。
建物の再建や単なるまちおこしだけでなく、市民の皆様が、自身の思いや希望を糧とし生きていこうとする気持ちを維持することが始まると考えている。
議員 震災前から市民の暮らしは厳しい状況に置かれていた。せめて三月十日の暮らしに戻すという復旧・復興を進めるべきである。
市長 自立し生活再建ができるための復興を進めるよう、心がけていきたい。



大沼宗彦 議員

放射能汚染対策について

議員 市民の要望にこたえて放射線の測定箇所をふやし、結果を市ホームページで公表するだけでなく、保護者へメール配信すべき。
市長 十二月一日から、百箇所近い公共施設などで測定し、随時公表している。
教育長 保護者へは六月二十日に文書で市内の空間放

射線量をお知らせしており、それ以降はホームページで公表している。ここ数カ月安定した数値のため常時のメール配信は考えていない。今後、大きな変化が見られた場合の活用は検討したい。
議員 学校給食の食材の厳選と放射能測定を市独自に行い、公表すべき。
教育長 産地は毎日納品時にすべて確認している。
また、産地情報を十一月第三週分から「給食だより」及びホームページ上で公表している。
放射性物質検査は検出器

の導入と、導入までの間の検査の外部委託について、十二月補正予算に計上している。
議員 検査や除染対策などに係るすべての費用について、国と東京電力に負担を求めらるべき。
市長 現在、本市の具体的損害の把握に努めている。県では八月に知事、市長、町村会長連名で、九月と十月には知事名で総理大臣に要望書を提出している。県や他市町村と連携して、可能な限り損害賠償請求を進めていきたい。



▲被災後の仙台空港の様子



▲安全を確保しながら運営している学校給食センター

〈その他の一般質問〉
▽職員の超過勤務▽被災した中小業者に対する二重ローン問題

〈その他の一般質問〉
▽情報システム専門官採用と採用取り消し▽巨理名取共立衛生処理組合

震災復興計画について



郷内良治 議員

議員 仮設住宅入居年数が二年とされているが、その後の延長についてどのようになるのか。

市長 仮設住宅の期間は建築基準法により二年間を限度に設置供与されると定められている。期限の延長については特別措置に関する法律に基づく特定非常災害

に指定され、厚生労働省と連絡調整を図ることが必要である。この調整について、民間賃貸住宅の借上げ制度の期限延長も含め、県に対し国へ協議申し入れを行うよう働きかけていきたい。

議員 災害公営住宅の建設計画を早急に示し着手すべきと考えるがどうか。

市長 災害公営住宅の建設計画については、国・県の協力を得ながら、閑上・下増田のまちづくり再建の進捗にあわせ、団地の基本計画から実施設計へと進めていきたいと考えている。

議員 震災復興計画に東西線の避難道路計画を示し、復興まちづくり計画と同時に進めるべき。

市長 今後想定される津波に対して、堤防等の強化による多重防衛と円滑な避難が可能となることを基本としている。計画については、まちのイメージとして五差路の解消や四郎丸方面、東部道路名取インターチェンジなどの西側への避難経路を示しており、今後「閑上復興まちづくり推進協議会」で検討・調整してまとめていきたい。

本会議審議

補正予算

一般会計

歳入

一般寄附金について

議員 件数は。

課長 災害復興寄附金は百六件、五千四百三十四万三

歳出

東日本大震災慰霊祭について

議員 実施する内容について。

課長 平成二十四年三月十一日に、文化会館の全館が使用できることを前提に予定している。御遺族の方々に御案内をして哀悼の意をあらわしたいと思っている。



▲ 東日本大震災慰霊祭を行う予定の文化会館

閑上非居住地区 土地利用応募報償 について

議員 応募する内容は。

課長 閑上の復興のためには非居住エリアの土地利用が重要である。復興を支援してくれる民間企業から自由で柔軟性があり、かつ即効性のある事業を提案してもらい、復旧、復興に役立てようとするものである。

斎場災害復旧工事 について

議員 工事内容は。

課長 現況復旧が基本であり、内装材の交換及び電気設備の復旧を行う。
また、新たにトイレの洋式化、待合室の洋室化、避難



▶ 市内の仮設住宅

（その他の一般質問）
▽ 農政問題 ▽ ごみ処理施設問題に係る地域対策



▶ 震災で大きな被害を受けた斎場内部の様子

階段の設置、コンクリート塀の板塀への変更を行う。工事期間は十カ月を見込んでいます。

住宅応急修理事務について

議員 件数の見込みは。
課長 十二月九日現在で二百八十五件となっている。今後、対象となる家屋は四百件程度を見込んでいますが、半壊の場合は所得制限があるので、半分の二百件と見込んでいます。



認定こども園について

議員 設置の詳細は。
課長 現在、幼稚園を運営している学校法人が、ゼロ歳から二歳児を対象とした認定こども園を六十人規模で設置するものである。

説明

認定こども園とは

就学前の教育、保育、子育て支援の総合的な提供を行う、幼稚園と保育所の両方の機能を持つ新しい施設の形。
 従来は一つの施設で両方の機能を持つことなどは

できませんでしたが、平成十八年の法改正により、一定の基準を満たした場合は都道府県知事の認定を受けることで設置が可能となりました。



超過勤務について

議員 超過勤務の実績をどう把握し、対応しようとしているのか。
課長 今回の補正予算で超過勤務手当や人件費の補正措置を行い、その中で対応していきたい。

部長 振替等の取得状況も含め、今後、調査をしたい。

顧問弁護士委託料について

議員 債務負担行為となっているが、内容は。
課長 大震災直後の瓦れき処理に関し、名取市を当事者とする訴訟が二件提起され、対応を顧問弁護士に委託している。そのうちの一件

の債務負担行為である。



▲震災時の瓦れき撤去の様子

その他

指定管理者の指定について(友愛作業所)

指定内容について

議員 障害者自立支援法に移行するが、取り組みと職員の配置は。
所長 認定を県に申請中である。移行後も職員六名体制で運営を行うことで社会福祉協議会と協議を進めている。



▲指定管理者が管理している友愛作業所

第五回臨時会

十一月二十八日に臨時会が開催され、市長提出議案一件(条例)について、原案のとおり可決しました。
 職員の給与の見直しをする条例改正について、審議が行われました。

条例

職員の給与に関する条例の一部改正

た職員の給与引き下げは忍びないが、民間の方々も被害を受けている。見送るべきとの意見は若干出たが、人事院勧告に沿う対応をすることとした。

人事院勧告について

議員 大震災直後であり、今回は人事院勧告に沿った引き下げを見送るべきとの考えはなかったのか。
副市長 震災で苦勞をかけた

条例改正による影響について

議員 引き下げの総額は。
部長 試算では八百三十九万七千円の減額になる。

11月28日 議員協議会「災害廃棄物処理(巨理名取ブロック(名取処理区))の概要について」

去る十一月二十八日に、議員協議会が開催され、災害廃棄物処理(巨理名取ブロック(名取処理区))の概要について、市長等から説明がなされました。
 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理に関して、現在までの経過や、プロポータル方式で審査・選定された二次仮置場設置の概要について説明があり、放射線などの安全対策や、地域経済への影響、リサイクルなどについて、議員から多くの発言があり、活発な議論が展開されました。

◎審議した議案とその結果

※1 ○は賛成、×は反対

会議名	提出者	議案番号	件名	審議結果	議員名(議席番号順)																						
					板橋美保	及川秀一	佐藤正博	長南良彦	村上久仁	大沼敏男	大沼宗彦	森良二	山田司郎	菊地忍	人見弘志	相澤祐司	小野寺美穂	郷内良治	高橋和夫	丹野政喜	山口實	山田龍太郎	今野栄希	星居敬子	相澤雅	下山博嗣	本郷一浩
臨時5回会	市長	議案第76号	名取市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×	
	第6回定例会	市長	議案第77号	名取市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第78号	名取市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第79号	名取市公民館条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第80号	名取市集会所条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第81号	名取市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第82号	名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第83号	名取市都市公園条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第84号	平成23年度名取市一般会計補正予算(第6号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第85号	平成23年度名取市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第86号	平成23年度名取市水道事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第87号	平成23年度名取市下水道事業等会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第88号	人権擁護委員候補者の推薦について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第89号	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第90号	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第91号	指定管理者の指定について※2	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長		議案第92号	指定管理者の指定について※3	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員		議員	議会案第11号	東北電力女川原子力発電所の再稼働に慎重な対応を求める意見書※4	修正可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		議員	議会案第12号	父子家庭に対する支援の充実を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議員	議会案第13号	国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議員	議会案第14号	環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書	修正可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	議員	議会案第15号	名取市議会基本条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員	議会案第16号	名取市議会議員の政治倫理に関する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議員	議会案第17号	名取市議会議員の政治倫理に関する条例施行規則	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議員	議会案第18号	名取市議会委員会条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わっておりません。 ※2 友愛作業所の指定管理 ※3 文化会館の指定管理 ※4 下線は修正により変更となった箇所

議会改革関連3議会案を可決

12月16日の本会議において、議会改革の一環として議会改革実施特別委員会で協議・検討を行ってきた議会基本条例、議会議員の政治倫理に関する条例及び同条例施行規則について、委員会の調査報告を受け議会案が提出され、全会一致で原案可決しました。議会基本条例及び議会議員の政治倫理に関する条例の抜粋を掲載いたします。全文については市議会ホームページをごらんください。

名取市議会基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、合議制である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づいた議会活動を行わなければならない。

- （1）公開制、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- （2）市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営が、市民本位の立場で適正に行われているかを常に監視し、検証し、及び評価すること。
- （3）市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させるため、市民参加の機会の拡充に努めること。
- （4）把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等を行うように努めること。
- （5）議案等の審議又は審査においては、議員間の自由な討議により議論を尽くして合意形成が図れるように議会運営を行うこと。

（議長及び副議長の選挙）

第4条 議長及び副議長の選挙は、立候補制とする。

- 2 議長及び副議長の選挙に立候補しようとする者は、目指す議会像を明確にするため、所信表明を行わなければならない。
- 3 立候補及び所信表明の実施については、別に定める。

（議員の活動原則）

第5条 議員は、市民に選ばれた代表者で、議会を構成する一員であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づいた議員活動を行わなければならない。

- （1）議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間での自由な討議を積極的に行うこと。
- （2）議会の構成員として、特定の団体及び特定の地域に偏ることなく、市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指した活動を行うこと。
- （3）地域の課題や市政の課題全般についての市民の多様な意見等を、政策形成に反映できるよう自己の資質を高める不断の研さんに努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- （4）自らの議員活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

(一般会議)

第10条 議会は、市民参加により政策策定を進める必要があると認める特定の事件に関し、市民との情報交換及び意見交換を行い、政策決定に市民の多様な意見を反映するため、一般会議を開催するものとする。

2 一般会議には、議長が必要と認める場合に限り、市長等の出席を求めることができるものとする。

3 一般会議の実施については、別に定める。

(請願及び陳情の意見陳述)

第11条 議会は、議会に提出された請願及び陳情について、提出者より意見陳述の機会の申し出がなされた場合又は議会から付託を受けた委員会において提出者の意見陳述が必要であると認める場合は、会議において、意見陳述の機会を設けるものとする。

(市長等との関係)

第13条 議会は、議案等の審議又は審査において、市民にとって最善の政策判断をするため、市長等と対等な関係で政策論議を行うとともに、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 会議等における一般質問及び質疑は、その論点及び争点を明確にするため、一問一答の方法により行うこと。

(2) 会議等において、市長等は議長又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会(以下「委員会」という。)の委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対して反問することができること。

(政策等の形成過程の説明)

第14条 議会は、市長等が実施しようとする政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)であって市民生活に重要な影響があるものについて、議会における審議又は審査の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項により説明を求めることができるものとする。

(1) 政策等の必要性

(2) 政策等の実施に至る経緯

(3) 政策等の形成過程における市民参加の有無及びその内容

(4) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討の内容

(5) 名取市長期総合計画との整合性

(6) 政策等の実施に係る財源措置

(7) 将来にわたる政策等の効果及び費用

(関係団体等懇談会)

第18条 委員会は、所管する事項について、市民及び関係団体の多様な意見を把握し市政の運営に反映させる必要があると認める場合は、目的別又は関係団体別に市民又は関係団体と関係団体等懇談会を開催することができる。

2 関係団体等懇談会の傍聴については、会議と同様とする。

3 関係団体等懇談会の実施については、別に定める。

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

名取市議会議員の政治倫理に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、名取市議会議員(以下「議員」という。)が、市民の代表者及び奉仕者として、議員活動を行うに当たり、遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)について定めるとともに、議員が市民からの信頼を得る基盤をつくり、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市政に関わる権能と責務を自覚し、第7条に規定する政治倫理基準を遵守して活動するものとする。

2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、品位を保持するものとする。

3 議員は、法令及び条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げると認められる行為には応じないものとする。

4 議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自らの活動及び行動を説明する責任(以下「説明責任」という。)を有する。

(政治倫理基準)

第7条 議員は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)及びその補助機関である職員及び補助職員並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人その他の団体及び指定管理者(名取市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年名取市条例第14号)第3条の規定により選定されたものをいう。)の役職員(以下「職員等」という。)に対し、議員の権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

(1) 公共工事の請負等のあっせん

(2) 公共施設を使用する際の関与

(3) 職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与

(4) 許認可及び補助金その他の給付の決定への関与

(5) 前4号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げると認められる行為

2 議員は、その地位を利用していかなる金品も受領してはならない。

3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、若しくは圧力をかけ、又はセクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権を侵害するおそれのある行為をしてはならない。

4 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

(就業等の報告義務)

第8条 議員は、自らが事業を営んでいる場合又は法人その他の団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずると認められる者、支配人若しくは清算人に就いている場合は、就業等報告書により、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止し、又は廃止したとき又は職を辞したときも、同様とする。

議会改革実施特別委員会調査報告

平成二十二年二月臨時会において、議会改革特別委員会の報告を受け、さらなる議会改革を推し進めるため、全議員で構成する「議会改革実施特別委員会」が設置されました。

以降、委員会では、三つの小委員会に分かれ、市民の方々も参加しての議員研修会や議会懇談会、先進地視察、全議員でのブレインストーミング等を行いながら協議・検討が重ねられました。それらの調査を踏まえ、平成二十三年十二月定例会において委員会としての最終報告が行われました。その概要は次のとおりです。

一 議会基本条例及び議員倫理条例並びに議員倫理条例施行規則の制定に関すること

積極的な情報公開と議員間の自由討議の推進、さらに市長等との緊張感の保持に努める必要などから議会基本条例を制定すべき。

また、市民と議員との信頼関係を築く理念として議員倫理条例及び議員倫理条例施行規則を制定すべき。

二 議会改革特別委員会調査報告事項に関すること

費用弁償は実費弁償、政務調査費、議員報酬は現状維持、議員定数は二十一人とすべき。(中間報告で報告済み)

三 開かれた議会運営の推進に関すること

速報性がある情報発信、透明性のある開かれた議会運営の推進等の理由から議会のインターネット配信について導入すべき。議会モニターについては期待される効果はあるものの課題があり、現段階では時期尚早とし、改めて協議検討すべき。議会懇談会

については、実施方法などの検討を行い、平成二十二年は、市内十二カ所において議会懇談会を実施した。

四 まとめ

これからの地方自治は、複雑多岐にわたる行政需要の中で、さまざまな問題を議会が執行機関とともに克服していく必要がある。そのためには、議会が持つ権能を十分に発揮するとともに、市民主体のまちづくりを推進するため、市民の多様な意見を真摯に受けとめる必要がある。

また、未曾有の大災害となった東日本大震災の復興に、市民、執行機関、そして議会は一丸となって前進していかなければならない。

このときに、名取市議会が、市民の代表として、市民の負託にこたえていくためには、議員みずから改革への道筋を明らかにし、実践していくことが求められる。

本委員会として、議会基本条例を取りまとめたが、この条例により、これからの名取市議会のあるべき姿がより明確化され、議会活動が一層推進されていくものと確信する。



▶ 議会懇談会(写真上)、議員研修会(写真下)の様子

東日本大震災復興調査特別委員会調査中間報告

震災後に設置され、調査を行ってきた東日本大震災復興調査特別委員会について、平成二十三年十二月定例会において中間報告が行われました。その概要は次のとおりです。

一 災害状況及び被災者の支援に関する調査状況

市の公共施設関係だけで約七百億円を超える被害状況である。一般市民の家屋や事業者の事業資産等の財産被害は想像を絶するものであり、いまだ集計ができていない。

また、被災地域の人的被害は、死者、行方不明者が九百名を超え、いまだに関係機関による行方不明者の捜索が続いている。

このようなかた、委員会として市執行部からの状況説明、委員間討議、団体別懇談会や仮設住宅別の懇談会などを行いながら、名取市震災復興計画に係る提言」を取りまとめ、市長に対し提言を行った。

提言では、震災復興とは、何よりもまず、元の状況を取り戻すことであるとしてその考え方をまとめ、くらし、産業の

再建そして被災者支援のあり方について提言を行った。

二 復興推進に関する調査状況

今回の復興については、国・県の復興方針として、人命保護の観点から津波震災地域には居住しないとの方針が出されたが、その方針が集団移転の震災復興計画策定の大きな負担となっていた。また、被災者及び被災企業等との懇談・意見交換では、元の地域に戻りたいという考え方や津波浸水地域ではない場所での生活再建・経済的再建を図りたいという両論に分かれているとらえられた。

その後、調査を進め、市長に対し「名取市復興計画素案に係る提言(第二次)」を提出している状況である。

三 今後の委員会としての調査について

市で策定する震災復興計画の詳細計画策定とスケジュールの明示が待たれる状況であり、今後も引き続き復興の推進に関し調査を進めることが必要である。

人権擁護委員候補者を可決

提案された人権擁護委員候補者の推薦については、十二月七日の本会議において、次のとおり原案可決しました。

- ◎人権擁護委員候補者
浅野美智子氏(下増田)

請 願

◎取り下げ

東日本大震災復興調査特別委員会に付託され、継続審査としていた次の請願は、十一月三十日に請願者から取り下げ願が提出され、十二月七日の本会議で承認しました。

- ◇東日本大震災復興のためのカジノを含む国際観光拠点誘致の推進についての請願
(名取市東部震災復興の会 会長 鈴木英二氏)

陳 情

- ◇東日本大震災において損壊を受けた閉上港内の施設及び設備の回復についての陳情
(閉上漁協仲買組合加盟社 代表世話人 マルタ水産 相澤信幸氏)

- ◇館腰承水路からの越水による水害防止に関する陳情
(館腰飯野坂松原一区長 相澤義勝氏外一名)

- ◇市道浜街道線・門ノ目線の交差点への交通信号と横断歩道の新設に関する陳情
(下余田町内会会長 渡辺憲二氏)

- ◇市道七島浜田線の未着工部分の完成に関する陳情
(下余田町内会会長 渡辺憲二氏)

- ◇市道飯塚成田線の着工完成に関する陳情
(下余田町内会会長 渡辺憲二氏)

- ◇市道鹿島草倉田線の着工完成に関する陳情
(下余田町内会会長 渡辺憲二氏)

- ◇増田体育館並びに増田グラウンドの一時避難場所指定についての陳情
(田高町東町内会会長 八巻 健氏)

- ◇作付自肅区域内の湛水・塩害被害を免れた農地への支援についての陳情
(名取市下余田振興協議会会長 佐藤昭男氏外一名)

- ◇雷神山古墳西傾斜面土砂崩れに対する安全対策に関する陳情
(植松二丁目親和会会長 丹野和則氏外五十四名)

委員の選任

市議会議員補欠選挙による議員の当選等に伴い、次の委員会の委員を議長が指名しました。

- ◎総務建設常任委員会
委員 及川 秀一
委員 佐藤 正博

- ◎民生教育常任委員会
委員 長南 良彦
委員 板橋 美保

- ◎議会運営委員会
委員 大沼 敏男

- ◎東日本大震災復興調査特別委員会
委員 板橋 美保
委員 及川 秀一

- ◎議会改革実施特別委員会(第一小委員会)
委員 長南 良彦
委員 村上 久仁

- ◎議会改革実施特別委員会(第二小委員会)
委員 及川 秀一
委員 佐藤 正博

- ◎第一小委員会
委員 板橋 美保
委員 長南 良彦
委員 村上 久仁

会派の構成

市議会議員補欠選挙による議員の当選に伴い、次の会派に議員が所属しました。

◎創政会

- 長南 良彦

◎名翔クラブ

- 佐藤 正博
村上 久仁

◎青雲倶楽部

- 及川 秀一

◎名取市民クラブ

- 板橋 美保

議会を傍聴しませんか

『次回の定例会の開会予定は二月二十一日です』
本市議会では、定例会が年に四回(二月・六月・九月・十二月)開催されます。本会議・各委員会は一般に公開され、どなたでも傍聴できます。

お詫びと訂正

前号の議会だよりの十三ページ、議案審議結果の記述に誤りがありました。高橋和夫議員の賛否結果中、議案第五十一号、第五十二号、第七十号、第七十一号の「○」(賛成)が「不在」、第七十二号の「不在」が「○」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

編集後記

新しい年の幕開けです。今年こそよい年であり、来年に願うばかりです。東日本大震災から十九月が過ぎました。住みやすく美しい名取を取り戻すために、私たち議会は、今まで以上にきめ細やかに市民の要望を受けとめ、市政に反映させるよう努力を重ねてまいります。

災害関係の内容が多く活発な議論がなされました。次回定例会は、改選後、初めての議会となります。傍聴へ足をお運びください。これからも「議会だより」を御愛読いただきますようお願いいたします。

市議会議員補欠選挙による議員の当選に伴い、次の会派に議員が所属しました。

委員長	菊地 忍
副委員長	山田 司郎
委員	大沼 宗彦
委員	森 良二
委員	人見 弘志
委員	相澤 祐司
委員	山田 龍太郎